

石巻地方広域水道企業団建設工事競争入札参加心得の一部改正について

建設工事競争入札参加心得について、その一部が改正されました。

記

1 改正の内容

○下請負の制限に係る第18条が次のように改正となりました。

【改正前】

(下請負の制限)

第18条 請負者は、請負工事に關し、一括して他の者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 請負者は、請負工事に關し、契約執行者があらかじめ指定した部分を他の者に委任し、又は請け負わせてはならない。

3 請負者は、落札した請負工事の入札に参加した者、又は請負者の同一ランク以上の者に下請負してはならない。ただし、特許工法による工事等相応の理由がある場合においてはこの限りでない。



【改正後】

(下請負の制限)

第18条 請負者は、請負工事に關し、一括して他の者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 請負者は、請負工事に關し、契約執行者があらかじめ指定した部分を他の者に委任し、又は請け負わせてはならない。

3 請負者は、落札した請負工事の入札に参加した他の者に、請負工事の一部を委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、請負者が直接的に施工できない工事、特許工法による工事等相応の理由がある場合又は工事の一部工種の下請負で、かつ、下請負金額が請負代金額のおおむね3割に満たない場合については、この限りでない。

4 請負者は、請負者の同一又は上位ランクの他の者へ下請負してはならない（他の者が請負者の受注工事の入札参加者であるときは、前項の規定によるものとする。）。ただし、請負者が直接的に施工できない工事、特許工法による工事等相応の理由がある場合又は工事の一部工種の下請負で、かつ、下請負金額が請負代金額のおおむね5割に満たない場合については、この限りでない。

○郵便入札に関する部分を追加しました。

詳細は、企業団建設工事競争入札参加心得を参照ください。なお、現在実施している郵便入札に内容に変更点はありません。

2 適用月日

令和4年10月1日以降に入札公告又は指名通知する建設工事から実施する。

お問い合わせ先 総務課管財係 電話0225- 95- 6713